

# 機密保持義務契約書

(以下「甲」という)と「介護施設 M&A バンク」を運営する合同会社つばめ商会(以下「乙」という)は、甲が乙と共同して行う企業譲渡及び営業譲渡業務(以下「本業務」という)に関しての機密情報の保持に関し、以下のお通り合意し、本機密保持義務契約書(以下「本契約」という)を締結する。

## 第一条 目的

本契約は甲乙間の本業務における機密情報の取り扱いに関する基本事項を定めることを目的とする。

## 第二条 機密情報の定義

本契約において「機密情報」とは、甲乙が本業務によって知りえた甲乙の経営情報をはじめとする営業上、経理上、技術上の機密情報および個人情報保護に関する法律に規定される個人情報をいう。

## 第三条 適用除外

前二条に関わらず、本契約の履行に関して次の各号に該当する情報は機密情報に含まれない。

- (1) 開示を受けた時点ですでに公知の情報
- (2) 開示を受けた後、甲乙の責によらないで公知となった情報
- (3) 開示について甲乙による事前の合意がある場合
- (4) 開示者以外の正当な権限を持つ第三者から適法に入手した情報

## 第四条 機密保持

甲乙は、善良なる管理者の注意義務と保護措置をもって「機密情報」の機密を保持し、第三者に開示または漏洩してはならない。

2、甲乙は本業務を遂行するために必要最低限の限度において「機密情報」の複製を行うほかは、「機密情報」を複製してはならない。なお、複製物も「機密情報」として扱われる。

## 第五条 目的外使用の禁止

甲乙は機密情報を本業務遂行のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ない限りは、本業務外には一切使用又は利用してはならないも

のとする。

#### 第六条 再委任

甲乙は本業務の一部をお互いへの事前承諾をもって、第三者に委託することが出来る。ただし委託元は本契約におけるのと同等の機密保持義務を委託先に負わせるものとし、かつ委託先が当該機密保持義務に違反した場合には、委託元の違反と同様の責任を相手に対して負う。

#### 第七条 損害賠償

甲乙は相手が本契約に違反したことにより損害を被った場合、お互いに損害賠償を請求することができる。

#### 第八条 情報の返還

甲または乙は、相手方から要求があった場合には、すみやかに開示・提供をうけた機密情報を相手方に返還、消去又は廃棄するものとする。

#### 第九条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結の日より 3 年間とする。ただし期間満了 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による申し入れがない場合は、さらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2、本契約の失効に関わらず、第四条、第七条、および第十条の規定の効力は失わない。

#### 第十条 管轄裁判所

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第十一条 協議事項

本契約意定めない事項に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決をはかるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲乙各 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

A stylized swallow logo in a light gray color, facing left. The bird's head is on the left, with a small orange-red patch on its throat. Its wings are spread out to the right, with three distinct feathers on each wing. The tail is also visible, pointing downwards and to the right.

Swallows inc